

# 防犯カメラの運用は慎重に

大学教員 時実 象一

(愛知県豊橋市 67)

本紙の朝刊連載小説「沈黙の町で」で、警察が事件捜査のため、コンビニの防犯カメラを調

べるシーンが出てくる(8月1日から4日まで)。最近、防犯カメラによって事件の容疑者が逮捕されたという報道も多く、なにげなく読み過ごしてしまうところだったが、ちょっと気になった。

まず、このコンビニの防犯カメラは入り口に向かっていて、外の通行人も撮影している。警察は、その通行人を調べているのである。通行人を撮影するのは、コンビニの「防犯」の目的を逸脱しており、通行人のプラ

イバシーを侵害していると思われる。店のカメラは通行人が写らないように設置すべきではないだろうか。

また、小説の中では、警察は撮影内容をコピーするためといって、レコーダー全部を借り出している。店がこれを許してしまうと、捜査目的外の利用をさしても分らないことになる。もっと慎重に取り扱うべきではないか。

これは小説の中の話だが、現実にもこのようなことは起こっていると思われる。防犯カメラは防犯と事件捜査のために有効な機器だけに、その設置場所と利用方法には慎重を期すべきである。